

1. 海外演習の概要

これまでに大学で学んだ専門分野の知識や経験をいかして、実際に海外の大学や研究機関、企業や工場、現場でどのようなことが行われているのかを直接見て体験するとともに、国際的な感覚を身につけることを目標にして海外演習を行う。

平成19年度の海外演習は、専攻ごとに計画した海外演習実施計画案に基づき、専攻別に実施する。

2. 実施要項

2. 1 目的

- (1) 国際的な科学技術の感覚を養う。
- (2) 組織や団体の中で協力、協調して作業することによって科学技術の役割を理解する。
- (3) 国外において、多様なコミュニケーションを駆使し、創造性の発揮に努める。
- (4) 国外において、課題の発見、解決などを通して自己を研鑽し、自己啓発に努める。
- (5) 科学技術に携わる者としての自立性を高める。

2. 2 実施の時期と期間

第5セメスタを含むそれ以降の時期に、開講される演習準備の事前研修を修了した後に、正味5日間以上の期間とする。具体的な実施時期と期間については、各専攻で承認された演習テーマごとに設定される。

2. 3 演習の内容

第5セメスタに開講される海外渡航および基礎知識などに関する演習準備の研修を受講する。その後、国外において、理工学の基礎知識を有する者が、指導を受けながら従事できる程度の内容とする。具体的な内容と参加、履修の資格については、各専攻で承認された演習テーマごとに設定される。

2. 4 海外演習実施計画委員会

- (1) 海外演習に関して設置された海外演習実施計画委員会は、当該手引に定める事項について、適宜、加筆修正を行い、安全で有意義な海外演習の実施に努める。
- (2) 海外演習の実施にあたり次の者を置く。
 - ・指導教員・・・演習準備の研修を担当する。派遣教員と同一者、あるいは、派遣教員と十分に打合せを行える者、あるいは、演習地責任者と十分に打合せを行える

者。

・派遣教員・・・ 国外の演習地において演習学生を引率し監督する学類教員。ただし、演習地に演習地責任者を配置している場合には、必ずしも派遣教員を必要としない。

・演習地責任者・・・ 十分な安全対策を施し国外の演習地において演習学生を監督する学類教員以外の者。ただし、演習地へ学生とともに派遣教員が同行し、派遣教員が学生を監督する場合には、必ずしも演習地責任者を必要としない。

2. 5 指導教員の任務

(1) 海外演習実施計画委員会の方針に基づき、派遣教員あるいは演習地責任者と連携して、学生と国内外の関係機関との連絡にあたる。

(2) 演習準備の研修を計画し実施し、修了できた学生に対して研修修了証を発行する。

(3) 演習調査書、演習評定書を派遣教員あるいは演習地責任者と連携して作成し海外演習実施計画委員会へ提出する。

(4) 適宜、派遣教員あるいは演習地責任者と十分に打合せを行う。

2. 6 派遣教員の任務

(1) 海外演習実施計画委員会の方針に基づき、指導教員と連携して、学生と国内外の関係機関との連絡にあたる。

(2) 国外演習地に赴き、国外の演習地において演習学生を引率し監督する。

(3) 演習調査書、演習評定書を指導教員と連携して作成し海外演習実施計画委員会へ提出する。

(4) 適宜、指導教員あるいは演習地責任者と十分に打合せを行う。

2. 7 演習地責任者の任務

演習地責任者は、原則として演習機関の配属先組織の単位の長とし、本人の承認を得て学類長が委嘱し、次の任務を担うものとする。

(1) 指導教員と連携して、海外演習の計画を立てる。

(2) 海外演習の実施にあたり、十分に安全に配慮し、計画に基づき指導を行う。

(3) 演習調査書、演習評定書を指導教員と連携して作成し、指導教員へ提出する。

(4) 海外演習の希望事項などの関連事項について指導教員と協議し連絡調整をする。

(5) 適宜、指導教員と十分に打合せを行う。

2. 8 海外演習の報告書

(1) 海外演習報告書

学生は、任意様式(参考:「別紙様式第7」)により、演習地責任者、派遣教員の認印などを受けて、演習の状況について指導教員へ帰国後すみやかに報告する。ただし、

演習地責任者などの押印などが無い場合でも、指導教員へ報告する。

(2) 演習調査書

派遣教員は、任意の様式により、演習の状況について海外演習実施計画委員会へ報告する。演習地責任者と派遣教員が連携して作成した場合には、指導教員が海外演習実施計画委員会へ報告する。

2. 9 演習評定書

派遣教員は、任意の様式により、学生ごとの評定を海外演習実施計画委員会へ報告する。演習地責任者と派遣教員が連携して作成した場合には、指導教員が海外演習実施計画委員会へ報告する。

2. 10 成績の評価

成績の評価は、海外演習報告書、海外演習調査書、海外演習評定書および演習終了後に行う海外演習報告会に基づき、指導教員と派遣教員が行い、海外演習実施計画委員会を経て決定される。この結果について海外演習実施計画委員会は、学類長へ報告する。

この単位履修の望ましい水準として、平成19年度シラバスには、次の事項があげられている。

(1) 海外演習に必要となる語学力を身につけ、事前に訪問国の状況や社会、文化を正しく理解したうえで、演習先の研究や活動内容および演習内容について十分に理解することができる。

(2) 国外での調査研究活動を積極的、良識的かつ協調的に行うことができる。

(3) 海外演習の結果を適切に報告書としてとりまとめ、報告会で発表ができる。

2. 11 その他

海外演習の実施において、この要項に定めるもの以外の必要な事項については、海外演習実施計画委員会で検討し、別に定める。

3. 演習学生の留意事項

3. 1 演習準備

- (1) 海外演習テーマの概要、海外演習の趣旨、目的を十分に把握する。
- (2) 演習終了までの十分な有効期限のあるパスポートを早い段階で用意する。
- (3) 演習準備の事前研修受講中の早い段階で海外演習申込書（事前研修時提出用）「別紙様式第1」を提出する。
- (4) 派遣先の国、機関の概要を十分に把握する。
- (5) 演習準備の事前研修を修了し、必ず修了証を受ける。
- (6) 海外演習時のケガや破損などに備え、各種保険に加入する。
- (7) 海外演習申込書（国外研修前提出用）「別紙様式第2」と誓約書「別紙様式第3」をそれぞれ提出する。

3. 2 国外出発時

- (1) 次のような持参するものを確認する。
 - ・海外演習の手引
 - ・パスポートのコピーと写真2枚（4.5×3.5cm）
 - ・保険関係書類
 - ・演習地責任者へ提出する書類
 - ・その他、演習先の機関などから指定されたもの
 - ・各自必要と思う用具、用品
- (2) 国外出発時に、病気、事故等で指定の日時に出頭できない場合は、派遣教員と教務部門教務支援グループ人間発達文化・理工担当係へ連絡し、指示を受ける。

3. 3 演習開始後の諸注意

- (1) 演習地に到着後、すみやかに、現地到着連絡票「別紙様式第4」を教務部門教務支援グループ人間発達文化・理工担当係へFAXで提出する。様式の必要事項を含むものであれば、電子メールでの連絡でもよい。
- (2) 海外演習中に演習場所や住所などの異動が生じたときには、その都度、現地異動連絡票「別紙様式第5」をFAXで教務部門教務支援グループ人間発達文化・理工担当係へ提出する。様式の必要事項を含むものであれば、電子メールでの連絡でもよい。
- (3) 海外演習のために自宅を出発したときから、海外演習に参加する学生であることを自覚し、言動と行動に責任を持ち、海外演習に専念する。
- (4) 演習地では、受入手続き、演習要領、法令、規則などがあるため、よく説明を聞き、それらを遵守し、派遣教員や演習地責任者の指示に従う。
- (5) 演習地や団体の規律は厳守し、勝手な行動をとったり秩序を乱したりしない。
- (6) 努めて謙虚な態度で接し、学生として良識ある行動をとり、礼節を守る。
- (7) 演習時間を厳守し、やむを得ず遅刻、早退、出席できないときは、事前に派遣

教員あるいは演習地責任者へ相談する。

(8) 団体から離れたり、演習中に持ち場を離れたりするときは、必ず、行き先と用件を周囲に対して明らかにする。

(9) 帰路に搭乗する航空会社によっては搭乗再確認が必要となる場合があるので注意する。

(10) 国外での演習日程を終了し、帰国する前に、例えば、帰国前日の夜間や夕方などに、現地出発連絡票「別紙様式第6」をFAXで教務部門教務支援グループ人間発達文化・理工担当係へ提出する。様式の必要事項を含むものであれば、電子メールでの連絡でもよい。

3. 4 海外演習中の事故防止

(1) 演習地での事故防止について、派遣教員や演習地責任者に十分お願いするが、規則や注意事項などを厳守し、不慮の災禍を防止するように努める。

(2) 万一事故があった場合には、派遣教員あるいは演習地責任者の指示を受ける。

3. 5 秘密保持、守秘義務などの遵守

(1) 演習地では、国家機密、企業機密などが存在するので、規則に従い、許可なく指定外区域へ立ち入ったり、無断で設備、製品などの撮影をしない。

(2) 海外演習で知り得た内容（機密事項など）については、演習中も演習後も一切他に漏洩しないように厳守する。

3. 6 大学への提出書類

海外演習終了時に、海外演習報告書（任意様式（参考：「別紙様式第7」））により、演習地責任者、派遣教員の認印などを受けて、演習の状況について指導教員へ帰国後すみやかに報告する。ただし、演習地責任者などの押印などが無い場合でも、指導教員へ報告する。

3. 7 海外演習報告会でのプレゼンテーション

指導教員からの指示に従い、学類教職員や学生が出席できる海外演習報告会においてプレゼンテーションを行う。

3. 8 大学への報告、連絡、相談

国立大学法人福島大学

住 所 〒960-1296 福島市金谷川1番地

海外演習事務担当 . . . 教務部門教務支援グループ人間発達文化・理工担当

電話 024-548-8357

FAX 024-548-8224

緊急連絡用 email k-rikou@as1.adb.fukushima-u.ac.jp

学割関係事務担当 . . . 学生支援部門学生支援グループ課外活動支援担当

電話 024-548-8054

FAX 024-548-7681

指導教員 . . . 氏名等

電話

FAX

Email

派遣教員 . . . 氏名等

電話

FAX

Email

演習地責任者 . . . 氏名等

電話

FAX

email

4. 実施計画日程

4. 1 基本日程

海外演習実施計画の基本日程を示す。

表 海外演習実施計画日程（参考）

項目	第3セメスタ		第4セメスタ			第5セメスタ					第6セメスタ						
	4月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大学	海外演習実施計画委員会	●担当→	●演習地との調整	●演習内容決定、公開	●海外演習説明会と報告会			●				●海外演習説明会と報告会		●演習内容決定、公開	●海外演習説明会と報告会	●成績評価	
	各専攻 (指導教員)	●担当者第1回ミ	●演習地との調整	●演習内容決定、公開	●海外演習説明会と報告会		●事前研修		●			●海外演習説明会と報告会		●演習内容決定、公開	●海外演習説明会と報告会	●成績評価	
	(派遣教員)	●担当者第1回ミ	●演習地との調整	●演習内容決定、公開	●海外演習説明会と報告会		●事前研修		●			●海外演習説明会と報告会		●演習内容決定、公開	●海外演習説明会と報告会	●成績評価	
	学生	●担当者第1回ミ	●演習地との調整	●演習内容決定、公開	●海外演習説明会と報告会	●履修登録		●	●事前研修	●修了証交付		●海外演習説明会と報告会		●演習内容決定、公開	●海外演習説明会と報告会	●成績評価	
演習地	関係各位	●担当者第1回ミ	●演習地との調整	●承認、			●関係各位協力依頼	●派遣先責任者委嘱		●	●	●海外演習説明会と報告会		●承認、			→
	派遣教員			●承認、			●関係各位協力依頼	●派遣先責任者委嘱		●	●	●海外演習説明会と報告会		●承認、			→
	派遣先		●演習地との調整				●関係各位協力依頼	●派遣先責任者委嘱		●	●	●海外演習説明会と報告会					→
	派遣先責任者		●演習地との調整				●関係各位協力依頼	●派遣先責任者委嘱		●	●	●海外演習説明会と報告会					→
	学生						●関係各位協力依頼	●派遣先責任者委嘱		●	●	●海外演習説明会と報告会					→
イベント			△1/E 演習内容学生へ開示 △海外演習説明会					△参加学生決定 履修登録撤回				△海外演習説明会 △海外演習報告会					△海外演習説明会 △海外演習報告会

4. 2 第5セメスタ前のイベント

(1) 海外演習は第3セメスタから第4セメスタの中ごろまでに、海外演習実施計画委員会は、実施可能な内容を企画立案し、関係各位と調整を進める。

(2) 第4セメスタの1月には、海外演習実施計画委員会は、実施内容を決定し教員会議で承認を受け、1月末日までに実施内容の概要を学生向けに開示する。

(3) 第4セメスタの2月には、海外演習実施計画委員会は、演習説明会を開催し、すでに演習を行ったものの報告会でのプレゼンテーションが終わっていない学生がいる場合には、あわせて、海外演習報告会も開催する。

4. 3 第5セメスタのイベント

(1) 第5セメスタの始めに、海外演習の単位履修を希望する学生は、履修登録をして、事前研修を受講し、海外演習事前研修修了証を受取る。ただし、事前研修の参加状況や成果が指導教員により十分ではないと判断された場合には、修了証が交付されないことがある。

(2) 第5セメスタの履修登録撤回期間までに、指導教員は、テーマごとの定員や参加要件を考慮し必要に応じた参加者の調整を行い、参加できない学生に通知する。

(3) 事前研修の修了が見込まれる者あるいは修了証を受取った者は、海外演習を行うことができる。海外演習の実施は、通常の授業を欠席することのない夏季休暇を利用し、第5セメスタの8月と9月を利用することが考えられる。

(4) 派遣教員の監督のもとに演習を行う場合や学生のみで渡航し演習地責任者の監督のもとに演習を行う場合などがあり、演習終了後は、指導教員、派遣教員、演習地責任者に認印などを受領した報告書を提出する。

4. 4 第6セメスタのイベント

(1) 海外演習実施計画委員会は、海外演習の報告会を開催する。また、この報告会とあわせて、次年度に第5セメスタを履修する学生向けに、海外演習の説明会を開催する。

(2) 第6セメスタの2月に、海外演習実施計画委員会は、指導教員や派遣教官から提出される成績を承認し、学類長へ報告するとともに、教務部門教務支援グループ人間発達文化・理工担当係へ成績評価の提出を行う。

(3) 第5セメスタに事前研修を修了し、第6セメスタに海外演習を行うこともできる。このとき、教務部門教務支援グループ人間発達文化・理工担当係への成績評価提出の前までに演習を行い、報告書が提出され、演習説明会とあわせて必要に応じて行う報告会でプレゼンテーションが行われた場合には、当該セメスタで成績評価の提出を行う。

4. 5 第7セメスタ以降のイベント

(1) 第5セメスタに事前研修を修了し、第7、第8セメスタに海外演習を行うこともできる。このとき、教務部門教務支援グループ人間発達文化・理工担当係への成績評価提出の前までに演習を行い、報告書が提出され、演習説明会とあわせて必要に応じて行う報告会でプレゼンテーションが行われた場合には、第8セメスタの時期に成績評価の提出を行う。

5. 保険など

本学入学時に学生教育研究災害傷害保険と学研災付帯賠償責任保険への加入を薦めているが、学生の加入率は50パーセント程度であり、海外演習参加者が必ずしも加入しているとは限らない。これらの保険は海外演習に関連する事項については次の違いがある。

学生教育研究災害渉外保険・・・本人のケガに対する補償・国内国外とも対象
 学研災付帯賠償責任保険・・・他人にケガを負わせたり、他人の物を壊すなどの法律上の賠償責任を負った場合に対する補償
 ・国内対象・国外対象外

学研災付帯賠償責任保険は国外では保険の対象外であり、また、学生教育研究災害渉外保険の補償の範囲についても、海外演習参加者とその家族などが満足するものであるか十分に検討し、適切な保険加入を行うべきである。

福島大学生生活協同組合や民間保険会社において包括的な保険が用意されているので、海外演習参加者とその家族などが満足するものであるか十分に検討し、適切な保険加入を行うべきである。

保険の加入状況については、事前研修時に、適宜、確認を行うので、海外演習参加者は家族などとも相談して、適切な保険加入を行うものとする。加入予定の保険については、国外研修前に提出する海外演習申込書「別紙様式第2」に、その内容を明記するものとする。

学生教育研究災害渉外保険と学研災付帯賠償責任保険についての相談は、学生支援部門学生支援グループ課外活動支援担当（電話 024-548-8054、FAX 024-548-7681）である。

6. 参考資料

- ・ パスポート取得時の注意・・・別途、事前研修時に配布

7. 関係書類

(学生用)

- ・ 海外演習申込書（事前研修時提出用）・・・別紙様式第1
- ・ 海外演習申込書（国外研修前提出用）・・・別紙様式第2
- ・ 誓約書・・・別紙様式第3
- ・ 現地到着連絡票・・・別紙様式第4
- ・ 現地異動連絡票・・・別紙様式第5
- ・ 現地出発連絡票・・・別紙様式第6
- ・ 海外演習報告書・・・任意様式（参考：別紙様式第7）

(教員用)

- ・ 演習調査書・・・任意様式
- ・ 演習評定書・・・任意様式